

# 鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第五号

昭和二十二年六月鳥取縣会告示第五号鳥取縣会會議規則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年六月三十日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

一、第四條第一項但書中「定例会」を「會議」に改める。

昭和二十四年六月三十日  
号 外 木 曜 日

本書ノ外  
サハ國定規格A5判

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)  
火金 時ハ翌日

昭和二十四年六月三十日  
號 外

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

# 鳥取縣公報

## 監査公告

### ◇監査公告第十二号

地方自治法第二百四十條に基き五月例月出納検査を執行しその結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年六月三十日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 早 川 忠 篤

同 三 橋 誠

同 倉 繁 良 逸

### 一、検査日時

(イ) 事務監査 自昭和二十四年五月二十七日二日間  
至同 年五月二十八日

(ロ) 本監査 昭和二十四年五月三十日

### 一、検査対照 昭和二十四年三月中縣歳入、歳出、現金

昭和二十四年六月三十日  
号 外 木 曜 日

本署ノ大キクハ國定規格A5判

出納、証券出納、物品出納、その他一般  
會計事務

### 二十三年度分

#### 一、一般會計歳入

#### (イ) 予算に対する収入状況

三月末現在五〇％で二月末現在四三％に比し七％上昇してゐるがこの間追加予算として約六百式拾万円が予算増額となつてゐるから實際の上昇率は一〇、二％となつてゐる。

尙予算不執行より生ずる減收額二五％を見込勘案した所謂実行予算との収入比率は七五％前後である。科目別に見れば繰越金一〇〇％負担金九七、四％縣稅九七、三％使用料及手数料八五、二％が成績良好であり縣債五、四％寄附金三一、九％が不良のもの

00722

である。

(何) 調定に対する収入状況

平均九四、三%で二月末現在九二%に比し上昇率二、三%である。一〇〇%は前月通り前年度繰越金、国庫下渡金 懸債であり分担金及負担金九四、一%縣稅九一、一%使用料及手数料九〇、七%が良好、寄附金四六、八%、公企業及財産収入三七、二%が不良につき収納に一層努力を拂わりたい。

(イ) 歳入金中主なる未收金

式百四拾五万式千五百九拾参円 家畜売拂代  
五拾四万四千五百拾四円 生産物売拂代  
七万式千円 不用品売拂代

以上三項目は種畜場に於ける未收金で家畜類売拂代は各郡市畜連等を経て拂下の種牡牛代金等であり生産物売拂代は畜産加工所並に場の未收金であるが何れも売渡後代金納入迄に相当期間を要したる爲未收を生じたものらしいが急速に整理すべきである。又不要品売拂代は拂下トラック代一部未收金である

がこれ等は何れも検査執行現在では収納済である。

◎拾万式千参百式拾円 境第二高校授業料

二月末現在に於いても本月同様金額を未收金として出して居るので調査の結果縣出納員に於て全生徒分を取纏め縣金庫へ納付する關係上一ヶ月乃至二ヶ月遅延する結果その間未收を生じていたものなることが判明したのであるがこれは逐次納入分より縣金庫へ拂込むべきである。

◎四百五拾四万九千四百八拾七円 土木費寄附

大路川、日置川、千代川、天神川、佐陀川、網代港、赤崎港の改良又は修築工事に伴う地元市町村の寄附であり収納を遅滞してゐるものであるが五月中には収入確実とのことであつた。

◎四万八千七百拾四五拾錢 根雨保健所診療料

学校その他團體の集團檢診の際に於けるレントゲンその他の使用料が主なる未收で漸次収納中であるから出納閉鎖迄には完納されるとのことであつた。

◎五拾八万円 蚕業試験場生産物売拂代

00723

桑苗の売却代であるが縣蚕連を通じて業者へ売却せる爲月内に収納に至らなかつたのであるが検査執行現在では完納されてゐる。

二、一般会計歳出

(イ) 予算に対する支出状況

三月末現在四七、九%で二月末現在四一%に比し六、九%上昇してゐるが歳入同様その間追加予算の増額が約六百式拾万円あるから実際の上昇率は八、九%となつてゐる。

予算不執行見込額二五%として實際執行予算額との比率は七三%前後である。

科目別に見て

會議費九三、一%警察費八九%、教育費の八六、七%が高率のものであり、土木費一九、六%都市計画費三六、四%が低率のものである。

(ロ) 支出内容の適否

三月中に於ける支出金中不正不当と認められるものは見当らなかつたが左記事項反省すべきものと認む。

- (1) 全般的に見て物品購入代及出張旅費の支出が多  
く特に三月中の出張が目立つて多かつた。
- (2) 長日月に亘り未精算の儘であつた多数の前渡資  
金はその後精算せしめ結末をつけてゐたが尙三、  
四件未精算のものがある。出納閉鎖期迄には完結  
せしめられたい。
- (3) 縣庁の市外通話料及電燈使用料並水道使用料の  
支拂が非常に多額でこれ等の支出節減の要を認め  
られた。試みにこれを調査した結果は次の通りで  
月々上昇の傾向にある。

月別	市外通話料	電燈料	水道料
一月分	一五三、七九六円	四三、一八四円	五、五四〇円
二月分	一九五、九五四	一五、五六六	五、五四〇
三月分	二二三、二八〇	六五、二九一	六、二六八
四月分	二〇七、六七六	一六、二五〇	六、二六八
平均	一九二、六七六	三五、〇七三	五、九〇四

備考 (イ) 市外通話料は縣庁代表電話及市外通話並に  
公舎架設電話の市外通話の料金を含む。

(四) 水道料は本庁分のみで衛生試験室その他の特殊箇所分を除く。

(イ) 予算流用関係  
別に不合理と認められるものはなく大体良好であつた。

(ロ) 收支の比較状況(三月末現在)

収入済額 拾式億八百五拾参万余円 予算の五〇%  
支出済額 拾拾億式千六百拾参万余円  
予算の四七、九%

差 引 八千式百四拾万円

六千零百五拾万円 通知預金

参拾万五千元 特別会計競馬事業費へ一時借務

九千四百四拾五万円 一時借入金

純剰余金 四千九百七拾五万五千元

三、特別会計歳入

(イ) 予算に対する収入状況

各会計共大体順調に収入されてゐるが左記会計分は低率でその事情は次の通りである。

○災害救助基金

一三、二%  
本会計の低率となつてゐるのは 一般会計よりの繰入金百万円が繰入未済となつてゐるためで本検査現在に於いては既に繰入済である。

○物産幹旋事業費

二一、六%  
低率となつてゐる原因は本年度幹旋物品の出廻が極度に減少した結果予定せる幹旋手数料が収入予算に達せず約参拾五万七千八百余円の減少を生ぜしめてゐる。

尤も歳出に於いて抑制調整して四拾参万式千余円の不要額を出し均衡を図つてゐるが今一層積極的に所期の目的に邁進し事業を振興せしめられたい。

○縣立病院事業費

一八%  
本会計収入率の低率は前月分報告に述べた通り医療團より縣に移管の時期が遅れたのと又基金事務所より健康保険組合加入者分料金納入の遅延に因るものである。

(ロ) 調定額に対する収入状況

大体一〇〇%に達してゐるが

印刷事業費 六二、九%

物産幹旋事業費 五五、七%

縣立病院費 三五、九%

畜牛増殖奨励事業費 八〇、六%

一般会計支拂の印刷代未收のため  
一般会計より繰入金拾万円の未収納によるが四月で收納してゐる  
健康保険組合関係分の收納遅延による  
貸付牛使用料及屠用牛売拂による代は普通理由に依る爲め之が收納に日数を要する關係である

四、特別会計歳出

(イ) 予算に対する支出状況

前月と同様支出は概ね低調でありその主なるもの、

比率及事由は

災害救助基金 一〇、五%

災害救助の事能が弱生せず投資及積立金未支出のため

自作農創設 三九、六%

維持奨励資金 元利償還金の支拂が月を超したため

物産幹旋事業費 一九、六%

縣立病院費 四二、九%

尙三月末迄の支出皆無の会計は

社会事業特殊資金  
男女青少年団体  
事業奨励資金

昭万円程度の予算では事業執行困難にして不執行二十四年度に於て災害救助基金会計に振込み合併せしめてゐる。  
本年度は四月以降に於いて一部支出しあるも当該事業なきたため大分部支出せず

教育資金

就学奨励資金

学校生徒奨励資金

五、特別会計收支の状況

大部分の会計は收支の均衡を得てゐるが縣立病院事業会計で三月末現在七拾五万七千八百余円の出超がある

00726

これは歳入に於いて診療料九拾八万式千余円が未収入となつて居るのは健康保険加入者分の診療料が組合より未收分と料金の収納分を縣金庫へ拂込んだのが月を越したものである。

六、現金出納

(イ) 現金出納の種類と金額

三月末現在に於ける現金出納は振替寄託金外二十三種目にして

受高 壹千六百參拾八万九千七百參拾壹圓四拾五錢  
拂高 壹千五百拾貳万六千七百五拾六圓五拾六錢  
右は二月末現在に於ける金額と同額にして三月中旬に於ける出納なし

(ロ) 三月末現在に於ける残額と種別

國庫納付金 八万壹千四百七拾六圓七拾式錢  
緊急放物資拂下代國庫納付金  
現金寄託金 壹百拾八万壹千四百九拾八圓拾七錢  
内 壹百万円 公安協力会寄附金  
拾七万壹千五百円 岡山農地事務局  
施行工事の監督  
雜費委託費

九千九百九拾八圓拾七錢

契約保証金等その他未受領分

右現金寄託金中契約保証金等その他未受領分にして時効にかゝつてゐるものも見受けられたのでこれ等は歳入に繰入れて然るべきであらう。

七、証券出納

三月末現在出納皆無にして二月末現在と同様金庫の担保証券として大東亞戰爭國債三枚額面金額壹千四百五拾万圓を保管し山陰合同銀行へ寄託してある。

八、物品出納

三月中旬に於ける購入備品と出納簿とを照合したるに記帳のないものが相当件数あるが年度末多忙の關係で未記帳のものもあるも直ちに記帳整理すべきである。

九、金庫運用金状況

(イ) 金庫運用金として左記の通り大藏省預金部並縣下金融機關より一時借入してゐる  
四千式拾五万圓 大藏省預金部より日歩式錢參厂  
參千五百万圓 同 貳錢五厂

00727

壹千九百貳拾万圓 山陰合同銀行外七行より

日歩貳錢八厂(約手)

(イ) 運用準備金として六千壹百五拾万圓を山陰合同銀行鳥取支店及勸業銀行鳥取支店へ通知預金として縣費支拂に支障を來さぬ様準備してある。これは二月末現在と同様に於いてその儘となつてゐる。

(ロ) 三月末現在に於いて歳入歳出の差引純剰余額と前記通知預金額との合計、壹億壹千壹百六拾万余圓の運用準備金額は月間必要準備金六千万圓程度に比すると過剩に見られるが三月中相当額の予定支出が無かつた爲めこれは四月の支拂準備金として繰越されたものである。

一〇、記簿その他会計事務の処理状況

各帳簿の記帳は正確にされており概ね良好であるが各廠の收支計算書並証憑書の期限内提出方勵行を望む。

監査公告第十三号

地方自治法第九十九條に基き縣立中央病院の臨時監査を執行し、その結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年六月三十日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 早 川 忠 篤

同 三 橋 誠

同 倉 繁 良 逸

一、監査日時 (イ) 事務監査 昭和二十四年六月二日

(ロ) 本監査 同 年六月三日

一、監査対照 (イ) 日本医療團よりの引繼状況

(ロ) 引繼後の運営状況

(イ) 今後の方針及抱負懸案並希望事項

(ロ) 診療料の出納状況

(イ) 經理其の他一般事務の処理状況

監査概評

本年一月三十一日を以つて日本医療團より縣に移管され

たので引繼状況、引繼後の運営状況等に關し臨時監査を執行したのであるが、事務処理に不慣の爲め多少不備の点があつた外は概ね順調に運営されてゐるものと認められた。その概要は次の通りである。

一、日本医療團よりの引繼状況

1、買収及引繼財産

敷地	四、〇六坪〇七	八七六〇九円	評價決定額
建物	二七坪六九	八三三、四九円	同
レントゲン			新品購入價格
機械設備一式	一	一、二五〇、〇〇円	取得價格
医療機械器具	八七筆	二〇、五五円	医療團
什器備品	五三筆	四、〇〇円	同
衛生材料藥品	一五筆	三三、八九円	同
電話加入権	九基分	六三九〇円	同

買収及引繼財産は以上の通りであるが、その中  
 △医療機械器具、衛生材料藥品、什器備品、電話加入権の買収評價價格は未だ決定しおらず、これは医療團精算人に於いて精算監理委員会の諮問を経て決定されるもので(契約書第二條に因る)目下手続中で近く決定の運びになるものと思われる。予想評價價格は概ね貳百參拾万円程度になる模様である。  
 △レントゲン機械設備一式百拾五万円は日本医療團当時の購入契約品にて一部代金參拾五万円を医療團當時内入支拂のものであるが、これも譲渡品として購入價格を以つて引繼を受けてゐる。  
 △従業職員院長以下六十七名を引繼を受けたるも、その後院長三名、看護婦五名、雇二名の轉退職者を出し、新に看護婦七名、雇一名を採用補充し現在総員六十五名を以つて運営されてゐる。  
 2、医療團より移管に伴う主なる條件  
 (イ) 引繼財産目録による財産の評價決定通知後三ヶ月以内に代金を支拂うこと  
 (ロ) 不動産は交付公債、動産は通貨を以つて支拂うこと  
 (ハ) 事業の経営は二月一日より開始のこと  
 (ニ) (引繼の翌日)

区分	移管前(昭和二十三年)	移管後(昭和二十四年)	比較増減
	一月 三月 四月 五月	一月 三月 四月 五月	
外科	三九	三三	△六
内科	一四八	一〇七	△四一
眼科	二六	一六	△一〇
耳鼻科	二七	一三	△一四

(一) 金五拾万円を契約内入金として支拂うこと  
 (ニ) 全従業員はその儘引繼ぎ諸給与は引繼前の給与額より低下せしめなすこと  
 (ハ) 諸施設にして譲渡目的外に使用する場合はその不動産の譲渡價格を倍額返還徴するものであること  
 (ニ) 右條件のその後の処理状況  
 (イ) (ロ) 不動産は前記の通り評價決定しおるが之が代金に充当する交付公債は事務的の面で目下医療團と打合せ中の爲め未だ未發行の儘であるが近々發行の予定  
 尙縣債發行日は遡つて引繼当日とし元利を支拂う

又動産は通貨を以つて支拂うのであるが評價價格決定通知に至らないので未拂である。  
 (イ) 二月一日より経営を開始してゐる。  
 (ニ) 貳拾万円を二十三年度にて支拂済、參拾万円を二十四年度にて支拂予定  
 (ハ) 全従業員の諸給与は従前より低下せしめず、月収は寧ろ多少増額のこととなつてゐる。  
 (ニ) 現在では譲渡目的外には使用してゐない以上概ね円滑に引繼されてゐる。  
 一、引繼後の運営状況  
 1、患者の利用状況と移管前後の比較

00730

婦人科	五〇	五四	五七	四七	三三	三六	三八	四四	△三三	△二九	△三九
小兒科	五六	六五	五四	七三	三二	三〇	三五	三九	△三五	△四九	△三二
計	一〇六	一二〇	一一一	一二〇	六六	六六	七三	八〇	△〇七	△四九	△五三
一日平均	三三	三二	三三	三三	二〇	二二	二二	二二	△三三	△三七	△三七

(イ) 右縣へ移管直後の四ヶ月間の利用状況を医療團経営当時の夫と比較したのであるが総体的に見て縣移管後稍減少の傾向に見えるが五月に至つて増加の状況に復帰しつつある。大体五月以降九月頃迄が患者の増加を來すが例の様であるから漸次増加を予想せられる。

(ロ) 減少の主なる原因は

外科、婦人科、小兒科各科医長の欠員に因るものと考えられるので早急に充足せしむべきである。外科医長は決定し近く赴任の運びとなつてゐる模様であり又他の欠員医長は目下適任者に交渉中の趣である。

(ハ) 本館建物と医療設備は目下の処概ね整備されてゐる様であるが、入院患者を收容してゐる病舎三

棟及附属施設はバラツク建築にて予定耐久年数四、五年程度を経過し建築後七ヶ年を経ているので建物の腐蝕甚敷く破損、雨漏、壁、硝子損傷の箇所も随所に見受けられ又病棟が楕比してゐるので晝猶暗く陰惨の状態であつて療養病舎としては甚敷く不適當な状況にあり入院患者の減少も又致し方なしの感を強くさせられた

(ニ) 吉方に所在する分院は建物及施設は優秀であり殊に温泉設備を有しており、これを利用する患者の療養には最適なるにも不拘医療機關として充分活用されて居ない。今後有効に使用すべきである。

2、引續後の病院経営收支状況(二十三年度)  
 収入決算額 壹百四拾五万貳千余円  
 外に年度内収入未済額 五万余円

00731

合計額	壹百五拾万貳千余円
支出決算額	壹百貳拾貳万壹千余円
外に医務課にて支出額(契約内入金)貳拾万円	
合計額	壹百四拾貳万壹千余円
差引額	八万壹千余円(剰余金)

以上の收支状況からして、收支相償うものと予想せられるが今後欠員医長の補充と病棟の改築その他施設の整備充実を図り、又縣立病院として何等かの特異性を持つた医療機關として機能を發揮すれば設立場所の優位的條件も手傳つて他の夫れに比し益々隆盛に赴き、円滑に運営されるものと判断されるので鋭意研究努力し折角縣民の興望に応えられる様格別の配慮を切望致したい。

三、診療料の出納状況

1、毎日の料金は収納傳票によつて正確に処理されてをり収納後の傳票も各日別に整理されてゐて良好である。希くば之が編纂保存に留意し一葉たりとも紛失しない様重ねて注意願いたい。

2、各健康保険組合、共済組合等の後納金の受入れは相当時日を要する実状につき之が整理簿は嚴格に記帳整理すべきである。

3、患者より収納の診療料その他収入金が概して手許保管の期間が永く又金額も相当額に當んでゐる様に見受けられた斯くては事故發生の素因をつくるので出納員は收受した収入金は遅く翌日中に縣金庫に拂込む様にすべきである。

四、經理その他一般事務の処理状況

縣移管後日猶淺く事務の処理も医療團当時より余程その趣を異にしてゐるにも不拘概ね良好に処理されつゝあつたのは甚だ欣ばしい。しかし縣の規定する帳簿その他の帳票の処理に不慣れの爲め些か不備脱落の点も見受けられたが今後の研究、努力に俟ちその万全を期する様希望する。

五、病院運営上及附帯業務の今後の方針及抱負懸案事項

1、縣立病院としての本來の使命である治療医学、予防医学と諸施設充実の面で縣下医療の指導的、規範

的指標たるべきことであつてその爲めには  
 (4) 総合病院としての確立を図る爲め診療科目を充  
 實し化学細菌及病理の検査施設、病理解剖室並研  
 究室を新設し以つて縣下医療担当者の技術の向上  
 を図りたす。

(4) 菌科を新設すること

2. 附帯事業としての看護婦養成所の設置
3. 入院患者收容の病舎三棟及附屬建物の改築を早急  
に実現のこと
4. 少く共医長級の公舎を設立すること
5. 縣條例の定める給食設備の完備を初めとし防火設  
備、消毒設備を整備すること
6. 分院活用のため温泉療養を要する患者の收容、或  
いはサナトリウム施設として効果的医療施設たら  
しめること

(意見)

各項目共絶対不可欠の施策であるが縣の財政面及当  
院の今後の運営状況と視み合せ可能の範囲にて順次

実現を期すべきであると思う。  
 その中当面最も急を要し実現を図らなければならな  
 いのは(3)、(6)の事項であつて実地監査の結果から特  
 にその必要を痛感した次第である。

昭和三十四年六月三十日  
 鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉  
 同 早 川 忠 篤  
 同 三 橋 誠  
 同 倉 繁 良 逸

昭和三十四年六月三十日

◇監査公告第十四号

監査箇所並執行月日

- 一、種畜場 事務監査 昭和二十四年六月四日  
本監査 同 六月六日

一、縣立殖産増  
産修練農場

事務監査 同 六月十日  
本監査 同 六月十三日

一、農事試験場

事務監査 同 六月十一日  
本監査 同 六月十三日

一、菌検定所

事務監査 同 六月十四日  
本監査 同 六月十五日

一、農産加工所

事務監査 同 六月十四日  
本監査 同 六月十五日

種畜場 (附設)

浜村分場畜産加工所  
有畜管農指導所  
米子 卵場

昭和二十四年六月六日監査

一、事業の執行状況

種畜場に於ける現在各家畜繫頭数は

馬五 和牛三五 乳牛二〇 豚三九 綿羊九六 山羊  
 一二 鶏(雛を含む)一、二六四 兎六四 蜜蜂七群  
 であつて種牡牛の育成、種付を初めとし各家畜の改  
 良、蕃殖を爲し販布して縣内畜産の興隆に貢献してお  
 る。縣下一円の因伯牛は年内四億円、二万頭程度に及

ぶ縣外移出をしている状況で眞に欣ばしく思つた。  
 家畜類の当場に於ける二十三年度中生産及販布状況は  
 次の通りである。

和牛	三〇	二二	備考
乳牛	一八	一三	
山羊	七	一	
綿羊	三〇	三四	差額四頭は二十二年度繰越を含む
豚	一一八	一一一	
成鶏	三一六	二九五	
兎	二八七	二七五	
蜜蜂	三	二	
家畜種別 生産頭数	販布頭数	備考	
和牛一一一	乳牛二八七	豚四八	山羊六
家畜種付種別及頭数(人工受精)			
鶏卵、卵卵成績			
生産八〇、一一七	拂下五二、四八〇	育雛三、二	
八二	鷹雛にして本場の飼料とする二四、三五五	育雛成績	

生産育雛三、二八二 販布二、一三〇 斃死一、二三四 本場飼育二八九 その他二〇  
羊毛生産拂下数量

原毛生産	一五二疋		
製品目	生産	拂下	備考
毛糸	三九一疋封度	三七、五封度	
ホームスパン	一三三反	二二反	
マフラー	七枚	七枚	
シヨール	二枚	二枚	
ネクタイ	五六本	五六本	

バター及鶏卵生産拂下数量  
 バター生産七二四、二五封度 拂下七一八、二〇封度  
 鶏卵生産四八、七四二 拂下二四、八五四 種卵交付二一、九五二  
 自給粗飼料

二十三年度内に場の生産消費しているものは次の通りである。

馬鈴薯	二、九五〇貫	甘藷	六、四〇〇貫
大根	七、一〇〇貫	蕪菁	六、〇八二貫
青刈玉蜀黍	七、二〇〇貫	甘藷蔓	六、七七〇貫
青刈大豆	一、四〇〇貫	青刈燕麦	五、〇〇〇貫
甘藍	六四〇貫	龍舌菜	一〇〇貫
乾草	三四〇貫	小麦	三、二七〇疋
大麦	三三三疋	大豆	三三七疋
雑穀	三、三七七疋		

以上の如く生産的諸事業と共に畜産振興に必要な一連の各種事業を遂行し、縣下畜産界の爲めに寄与しつゝ居る。これを事業所別に見るに、  
 本場(赤碕町)

(イ) 和牛、種牡牛の育成  
 (ロ) 和牛、乳牛、綿羊、山羊、豚、蜜蜂等の改良蕃殖  
 (ハ) 乳牛の人工受精並哺乳犢の育成  
 (ニ) 乳加工によるバターの生産  
 (ホ) 畜産に関する研究調査並実施指導

(イ) 飼料作物種子の配付  
 有畜管農指導所(上中山村)

(ロ) 有畜管農少年の養成  
 (ハ) 畜力農具の改良

浜村分場(浜村町)  
 (イ) 温泉熱利用による育雛販布  
 (ロ) 羊毛 兔毛、皮、その他家畜の加工研究指導  
 (ハ) 畜産加工所併設

米子野卵場(加茂町)  
 (イ) 電熱野卵

等畜産に関する一連の事業は逐年改良され効果的に遂行されつゝありその業績も見るべきものがある。尙本場に於ける特種の事業目標

1、綿羊の五ヶ年計画改良蕃殖  
 縣内五千頭の改良蕃殖目標現在三千頭突破している。

2、豚の改良蕃殖  
 終戦当時三百頭であつたものが現在三千頭突破し

ている。飼養目標も従来の投機的飼育より農耕肥料充足の目的による飼育に轉換せしめ堅実化せしめむること。  
 8、家兎よりアンゴラ種兎に切替蕃殖普及せしめること。

4、農村工業の遷として羊毛の加工技術指導。  
 5、畜力農具、牛鞍、馬鉄等の試作と改良普及。等々々実施に努力しつゝある。

二、經理その他事務の処理状況  
 本場の經理出納事務は不正不都合と認められるものは見当らなかつたが、整理を要するものは相当見受けられた。  
 その大要次の通りである。

(イ) 歳入關係  
 (1) 予算に対する収入欠陥 約百六万九千円  
 (主として生産物売拂代)  
 支出抑制留保額 六十四万四千円  
 差引収入欠陥 四十二万五千円  
 主として畜産加工所生産収入減であるが設立遅延

00736

に伴う運営開始時期ズレと設備充実遅延に依る予想生産収入が得られなかつた趣であるが、本年度としては事情已むを得ざるものと思考された。

(ロ) 収入金の縣金庫への拂込が甚だ延滞されており多額を四月、五月に収納されているが今後は急速に納入せしむべきである。

(2) 歳出関係

臨時傭人の人夫、農夫の出面簿なく係員のメモに依り支出しているが、今後は正規の出面簿(就労簿)を設けそれに基づき支出する様にされたい。

以上が事務処理状況の概要であるが、本場は逐年業務量が増大し即ち二十年末有畜営農指導所附設以來浜村分場、米子孵卵場、畜産加工場等が矢繼早に設置され、二十三年度本場総予算一千二百万円の経理その他事務を旧態の儘の人員にて処理するは、生産を相手とする本場獨特の事務の質と量とを比較検討するとき余程困難であることが推察される。二十三年六月より二十四年一月迄専任出納員なく、その間空閑の儘にて推移さ

れ事務の滞滞して来た点を認められたが本年二月現出納員を得て着々整理されているが、過去二年間に七人もの更迭があり事務量の加重が倍加されたことは否めない。主管課は関心を以つて善処すべきものと認める。

三、当場の今後における方針及抱負懸案事項中特に推奨したいもの

1. 敷地及耕地の買収計画の実現

(意見) 本場敷地、農場等約十三町歩は農林省(倉吉管林署)借用地にして現在年額一百万円の小作料を支拂いつゝあるが、今後業務の拡張を図るにしても借用地では種々制約されるのでこれを縣有地にするべきであることを痛感する。

目下昨年末より無償拂下方懇請中と聞くが強力に之が運動を展開し実現を期する様希望する。

2. 講堂及宿舍の設立

(意見) 畜産関係者並有畜農業経営に従事せんとする農村青少年の見学、研究の爲め來場の際講演、講話その他座談を必要とする場合殊に雨天の際等に

00737

はその收容場所もなく又他府縣より或は縣内遠隔地より態々見学、視察の際の宿舍もなき爲余程困惑している模様である。本縣畜産振興の見地よりしても設立の要を充分認める。

四、当場の希望意見中考慮を要する事項

職員増員と生産面の拡充

本場附設機関が矢繼早に設置されたにも不拘職員は増員されず、本場職員を派遣して漸く間に合せる情況で業務事務共に滞滞し一面それが爲め生産収入にも影響している模様である。

(意見)

実情を窺知するに固くないのでこの際主管課を初め関係当事者に於いて検討し研究して善処すべきものと認める。

尤も行政整理を目前に控へているので配置轉換等の措置により重点的措置を希望致したい。

縣立開拓増産修練農場 昭和二十四年六月十三日監査

監査概評

一、事業の執行状況

1. 本場は農村中堅人物の養成と国内開拓者訓練並開拓基地農場として同地に対する種苗仔畜の供給を実施して来たが、本年度から中央の指示に基づき改良農業普及事業の一環として之が施策の受入態勢の中心とも云うべき中堅農民の養成に当ることになつてゐる。

2. 耕作地の状況

(イ) 縣有地

畑 四町三反二畝十四歩  
山林 八反三畝二十六歩

(註) 山林は戦時中食糧増産隊により開墾され現在畑(四反)である。

(ロ) 借用地

水田(元原野) 三町七反九畝(畦畔含)  
原野(現在畑、牧草地) 四町五畝四歩

(註) 計七町八反余は元村有原野で水利の便ある。三町二反余は耕地整理組合の開田で残余は畑に

00738

3、家畜の飼育状況

耕馬	二頭	鬼	五羽
和牛	三頭	鶏	二五羽
豚	三頭	家鴨	三羽
山羊	七頭		

4、生産物供出処理状況

生産物種目は二十六種目で二十三年度供出状況は、  
 粳米 十四石 甘藷 一、〇〇〇貫  
 大豆 四石四斗

(註)二十三年度は十年來の早魃のため約四割の減収を見たが供出量は完納し残余は殆んど修練生の賄に消費されている。

5、農場経営並に教育状況

近代科学、技術、技能等総合的農業経営能力を修得せしめるため左記の方法を講じている。

- (イ) 農場展示開場による食糧増産方法の研究
- (ロ) 曲型的大山灰地帯に於ける水田経営

- (イ) 特殊地帯に於ける畑作経営
- (ロ) 農産加工の基礎的研究
- (ハ) 畜産

以上特殊地帯に於ける技術の向上と労力の節減研究のため諸機械の導入実験、畜力農法による畑の労力生産力の増大等種々農業経営の方策を講じ「新しき管農の在り方は如何にあるべきや」を探究しつゝ、明朗な集團農場を樹立して居り、この農場を基盤とし職員、練習生は寢食を共に生徒一人当り五反余を耕作し勤勞垂範を示している。特に近郷農民の農産啓発に資し農民から支援、協力を得ている様で誠に欣しく感じた。

又充足以來孜孜として限界生産地を開拓し今日の農場を建設したのは一に多年に亘る職員並生徒の並々ならぬ努力の賜であつて將來益々農場に対する農民の認識を深ましめると共に格段の努力を希望する。

6、卒業生の状況

卒業生は鳥取修農会を組織し本部を農場に置き各郡

00739

別に支部を設け相互親睦を図ると共に地方農村振興の中核たらんと鋭意努力し成果を挙げているようである。(正会員三四〇名、準会員一、四五〇名、賛助会員二〇名)

又農閑期を利用し管農講座並各種研究発表会等を開催し特に本年度の方針としては一般的組織の中核体を作るべく各郡、町村、地区別に卒業生を主体としたクラブ組織の強化を図るべく着々準備を進められてゐるが、これ等有能な中核人物を一人でも多く養成し文化的平和農村の建設に同会の活躍を期待する。又本場職員農閑期等時間的指導に乗り出すことも一考と思ふ。

二、経理その他事務の処理状況

一般事務は概ね良好に整理され不正、不当と認められるものはなかつた。

生産物収入が耕作面積に比較して僅少であるは修練生の賄に消費されているものがある關係で、二十三年度は修練生手当一人月額百円をその代金に充当している。

従つて歳出予算で計上されている雑手当がその儘歳入金になつている關係上事務的にも煩雜を生じている現状で、この種特殊農場のこれ等経理は予算的措施に於いて合法的に改善すべき点が認められた。主管課は勿論縣当局に於いても一考を煩したい。

整理を要する事項

- 1、借用地水田三町七反九畝は賃貸借契約書が作成されて居らず早急に作成を要する。
- 2、畑に於いて縣有と借用地の境界が不明瞭であるから明確にすること。
- 3、縣有、借用地公共簿面積と耕作面積に相当誤差があるように見受けられる、測量の上境界を明確にして置くべきである。

三、当場の希望、意見中特に考慮すべきもの

1、施設の充実

- (イ) 旧農事振興会建物の購入(現在接收建物)
- 講堂 六八、五坪
- 作業場 三七、五坪

00740

日輪宿舍 三六、〇坪  
便所 六、〇坪

本場建物は相当老朽し根本的修繕を要するので本建物の拂下を受け施設の充実を図りたい。

(四) 薪炭林地の購入

本地域は殆んど開墾されて牧草地並薪炭林もない現状で農場経営上最大の隘路である。

面積 八町三反六畝二十步

樹種 松、栗、檜等雑木林

推定価格 十三万円

(註) 民間所有地にして売却の意志あり。

(五) 揚水施設の完備

従来は農場水源地から揚水していたが昨年溜池工事のため埋没し揚水困難であり、現在修練生の肩にて運搬している(約三百米)現状である。

(意見) 前三項共何れも必要を認められる。

特に(四)は防火対策の面から言つても將亦労力節減から見ても緊急な問題であり急速に当局の処置を

認む。

2、修練生の保有米措置

農場は全く農民同様の生活を年々繰返しているのが特に二十三年度産米は十年來の旱魃のため四割減収であり供出量は完納し残余で甘藷或は大豆等の混食や代用食で農場経営を続けている現況であるが、本来農家同様保有量を認めるべきであつて平年作であつても余程困難している模様であり、それ以下の場合その困窮は想像するに固くない。関係当局に於いて何分の配慮すべきである。

3、畜産関係技師増員

(意見) 教育上この種農場にはその必要が認められるので縣或は種畜場技師を兼任せしむべきである。

農事試験場

昭和二十四年六月十三日監査

監査概評

一、事業の執行状況

主要農作物の栽培試験を行い増産技術の改良普及を図る目的の下に各種事業を強力に執行しているが、その

00741

事業項目は概ね次の通りである。

- 1、米の原種圃
  - 2、麦の原種圃
  - 3、重要農作物奨励品種決定試験
  - 4、病害虫発生予察事業
  - 5、病害虫防除試験
  - 6、土壌肥料試験
  - 7、有用菌配付事業
  - 8、砂質地帯畑作試験(分場)
  - 9、青果物試験
  - 10、農業技術員養成所
- 右の中重要な事業として特に強力に推進せしめているのは

- 1、優良種子の育成配布
- 2、栽培並施肥改善
- 3、優良新品種々子蒐集し栽培試験の上配布(配布せられたもの全作付の八割)

- 2、栽培並施肥改善
- 3、輸已向農産物の栽培試験

その筋の要請勸奨もあり、唐辛、糸瓜、ハツカ等の栽培試験をして一般に普及化し輸出品として大量生産を目論む。

4、病虫害発生予察及研究並新農薬の研究

観測所(本場、黒坂)設置して実地発生を急速把握し予報、警報を發して防除を促す。優秀新農薬の撰定及使用方法を試験して当業者の参考に資す。

5、土壌調査

各郡市各部落の土壌調査、開拓地の土壌調査(百町歩国庫補助二万五千円)

6、農機具性能検定

縣事業として本場に於いて検定している。

7、農業技術員養成所

昭和二十三年度農業改良助長法に依り主力を農業改良普及及員の養成及再教育に置く。

昭和二十四年度より農林講習所として新発足す。

以上が本場に於ける事業執行の現状であるが場長以下職員の研究努力に依り着々業績を挙げて居る。

本場は現在の管農轉換期に対処して多大の示唆と反響を与へるものが大であるので、今後縣下数方の農家へ

の指針となり好伴侶となる様格段の奮闘を望む。

二、經理その他事務の処理状況

事務の処理状況は概ね良好にして不正、不都合と目されるものは認められなかつたが、左記事項は今後充分注意し処理すべきものと認められた。

1、備品出納簿の記帳整理がしてないので正規のものを作成、購入物品は直ちに記帳整理し又既往のものも現物と出納簿と照合点検を要す。

2、生産物処理について

正規の引継簿なき爲出納員として生産総数量を把握して居らず又処分の際しても販売、配布、場消費、棄却等各品目別のこれ等処理区分も知悉しおらないので各係と密接な連絡を保ちその受渡を一目瞭然たらしむること。

殊に果実においては販売以外の処置区分が当該係内に於いてさえない不詳の状況につきその引継を明確にすること。

三、当場に於ける今後の方針及抱負懸案事項中特に推奨

したいもの

1、労働生産性の向上と生産費低減の方法

(イ) 農業の機械化、電化、畜力化、勞働生産性の向上と作業の能率化を図り新しい作業体系を確立する。

(ロ) これが爲め試験場に機械化農場を設置せしめ土地生産性、勞働生産性を同時に高揚して近代化を計る。

(ハ) 新農薬、新機械の出現に依り病虫害防除の迅速化、能率化を図る。

(意見)

農業経営の合理化、近代化を図るは焦眉の急につきその実現を期する必要を認む。

2、震災復旧及諸施設の整備

(意見)

現状よりして急速に施工及整理方の要を充分認む。之が経費として本年度予算八十五万円を要求中と聞くが是非共その実現を期する様に望みたく。

3、試験場各種試験研究実績の確認措置

委託試験地の復活に依り成績を確認致したい。

(意見)

試験研究のしつ放しではその効果は現れない。縣下代表的地域に委託試験地を設け地方毎の成績を確認し、奨励品種決定して農家へ推奨すべきであることは同感である。

三、当場の希望意見中考慮を要する事項

1、事務職員の増員方

本場の外に西伯分場、津ノ井果実試験地、光徳開拓試験地等相当事業量を有し随つて事務量も相当あるも現在員一名では処理に困難を感じている。

(意見)

本件は多年の懸案であるらしく事情は一応認むるも時局柄配置轉換に依るの外なきものと思はれる。主管課は今後において考慮すべきものと認む。

2、人夫賃金と作業能率について

二十三年度予算一人役百円の人夫賃では傭入困難に

一、事業の執行状況

1、繭検定

春蚕期 一九五件 合計 六五日  
初秋蚕期 六九件 作業日数  
晩秋蚕期 一九二件 手数料  
繭検定所 昭和二十四年六月十五日監査

2、屑繭鑑定

大部分が業者間に於いて協定取引なる爲鑑定委託六件作業日数一日

3、繭鑑定

春蚕期 一八八件 合計 九日  
初秋蚕期 四三件 手数料(屑繭鑑定を含む)  
晩秋蚕期 一〇四件 十一万八千八百五十円

右鑑定依頼者日本レヨン蚕糸製造所及縣蚕業試験場

4、眞綿検査  
検査点数七、七六一点手数料二万一千五百三十二円

5、繰糸試験  
乾繭五〇〇貫 農林省蚕糸試験場委託 五九〇貫 作業日数二五日  
同 九〇貫 其他 貫 五十二万 五千九百六十円

6、大量繰糸  
乾繭 繭 二、八八三貫  
生糸の生産 一、〇〇一貫

所要作業日数 一八四日間  
販売価格 八百四十四万二千六百三十八円八十九銭  
昭和二十三年度中に於ける業績は以上の通りである

(イ) 生産繭強制検査は昭和二十二年度の夫れに比すると少々減少し件数にして五七件、作業日数十二日間の減少を示しているが、これは蚕糸経済の不安定に因る生産意欲の減退の現れであつて、殊に

昭和二十四年度に至つては單一爲替レートの設定に伴う輸出価格の採算が合わず、加へて全面的に統制と公價を外れた爲め需給の面に於いて製品が氾濫し價格低落の傾向から見ても益々生産意欲の減退に拍車を掛けられるものと予想せられるに至つてゐる。

(ロ) 本所は本来の繭検査業務の外に繭鑑定、眞綿検査、繰糸試験等を実施して來てゐるが、二十二年度に比較すると何れも活潑なる活動を爲し業績を挙げている。

殊に繭検査業務外の空閑日数の消化運用に意を用い、農林省に交渉し乾繭五〇〇貫の委託を得て繰糸試験して空閑日数の一部を充たし又購入繭の大量繰糸をして年間の半分以上をその日数に当て繰糸技術の向上と収益を挙げている等本所の運営に並々ならぬ腐心と努力の跡が窺われその労を多とするものである。

(ハ) 副蚕糸及蛹の高度利用

過去の抱負や希望を照して余り芳しい成績を見るに至らず一頓座の状況である。

これは蚕糸が前記の如き経済事情にあるかと又繭の利用も石鹼、アミノ酸醬油等の製造も物資が出

廻つてゐる昨今では採算的に見ても面白くない結果によるものゝ様である。

(ニ) 以上の事業執行状況を收支決算の数字について検討するならば収入関係では

科 目	予 算 額	調 定 額	收 入 額	收 入 未 済 額	予 算 額 と 收 入 額 と の 比 較
鑑定手数料	共、九五〇円	三〇九、八五〇円	三〇九、八五〇円	〇	一三三、九〇円
鑑定手数料	一三、六〇〇	一八、八五〇	一八、八五〇	〇	一〇五、二五〇
眞綿鑑定手数料	三二、三〇〇	三二、三三三	三二、三三三	〇	三六
繰糸試験手数料	四〇、〇〇〇	三三、九六〇	三三、九六〇	〇	四六四、九六〇
生産物売拂代	八、四四六、四四〇	八、七三、七四〇	六、三三〇、三三三	二、三〇七、四〇七	△二、三三、九六八
計	八、六二七、二四〇	九、五七、九六六	七、二七、七三四	二、三〇七、二三二	△一、三〇九、五〇〇
支出関係では、					
繭 検 定 所 費	一〇、一八、五七〇円		一〇、〇七、三九〇円		一八、一七〇円
副蚕糸類高度利用施設費	二五、〇〇〇		六、四三三		一八、五六七
計	一〇、四三、五七〇		一〇、一三、八二三		三九、七四七
					一八、九〇〇
					三九、七四七

00746

(ホ) 前記の如く事業収入では検査手数料が何れも予算を上廻つた好成绩を示しているが、これは手数料の大巾引上によるものである一面繰入試験で空閑利用に努力した賜物と謂えよう。

(ニ) 又生産物売拂代に二百三十七万余円の未收額を出しているがこれは出荷中の生米一、七〇七斤(十七俵)が單一爲替レートの設定により價格に於て貿易見透困難に陥され随つて国内売行も二の足を踏み滞貨され、又金融逼迫した爲めの兩々相俟ち代金決裁に至らず、年度出納閉鎖迄に收納に至らなかつ事情に因るもの、様である。これは事情に於ては已むを得ないこととも思考するが繰入に欠陥を生じた点は甚だ遺憾と謂わざるを得ない。

(ロ) この未收は本昭和二十四年度には收納確実との趣であるがこの未收額その儘收納されるか或いは右價格を相当割つた額になるか現在の垂糸逕濟事情及今後のこれが見透から考え甚だ危惧すべきもがある。

(ハ) 若し此の予定價格をその儘收納するとすれば年度繰越となつたものとは謂え予算額に比し二十七万四千余円増収の好成绩となる。

(ニ) 次に收支均衡の点所謂獨立採算制の見地より検討すれば、

(前表参照)

歳出決算額	千十三万五千七百七十四円
歳入決算額	七百二十一万七千七百二十四円
右差引額	二百九十一万八千五百十四円
二十四年度繰越	
收入予定額	二百三十七万二百四十一円
(生糸代未收額)	
差引欠損額	五十四万七千八百九円
(縣費補助)	

(イ) 元來本所の業態は各部門内容に於いて營利商社

のそれと異り獨立採算制の困難なるは論ずる迄もない処であつて総合的に見れば前記の收支狀況は先づ順調と謂うべきであらう。

(ロ) 支出面で右の外に物價騰貴対処費、職員給与改善費等經濟事情変動による臨時經費百五十二万七

00747

千余円を支出しているから本所事業収入を財源にしたものを除いた本所の一般縣費負担歳出総額は二百七万四千余円であることを附言して置く。

二、經理その他事務の処理狀況

事務の処理狀況は概ね良好であり不正、不都合と認められるものはなかつたが左記の点注意すべきである。

(イ) 備品出納簿に購入物品の記帳がしてないので記帳整理の要あり。

(ロ) 所定の依給支給台帳及家族手当支給基帳の備付を要す。

(ハ) 労働基準法による賃金支給台帳備付を要す。

(ニ) 蘭購入費より調査旅費へ二万二千七百六十八円の子算流用は妥當ならず。

尤もこれは蘭購入の爲めに必要なる旅費にして予算編成当時の齟齬により流用の已むなき事情によるものと認められたるも今後留意を要す。

縣立農産加工所 昭和二十四年六月十五日監査  
監査概評

一、事業の執行狀況

本所は農産加工の研究指導並獎勵を計るため農事試験場と密接なる連繫の許に機械、設備共小規模ながら着々とその業績を挙げ当業者は勿論農業協同組合方面の関心の的となりつゝある。

1、試験研究に於ては、

甘藷澱粉加工を初めとし果実の醗酵、植物性油脂等であるが特に本縣大量生産物である甘藷澱粉の研究に於て甘藷の品種別澱粉歩留を明確にし、縣下農業協同組合並澱粉工場に左の基礎資料を与えている。

(イ) 甘藷獎勵品種の決定

(ロ) 栽培技術に於ては挿苗時期及收穫時期の適正

(ハ) 澱粉製造に於てその收率を高める色素及雜成分除去法

(ニ) 品種別挿苗及收穫時期たる澱粉歩留試験の結果

2、澱粉の色素及雜成分の除去法としては石灰水を以つて中和させる法と酸処理による甘藷第二次加工糖化の試験研究に成功を収め相當の成果を挙げている。

3、罐詰に関する試験としては輸出向品質の重要性に鑑み無花果ジャムの罐詰、梨栗密柑等の罐詰の試験研究に努めている。

4、植物油脂の研究に於いては菜種及落花生を主とした処の各産地、土質、品種別の含油量を調査してゐる。

以上が事業の執行状況であるが、特に希望したいことは予想される農村恐慌に対処する一方策として是非共この事業を強力に推進せしめ、種々試作研究の結果を縣下一円に報導普及してこの種施設を最高度に活用せしむると共に輸輸出向農産工業振興に格段の努力を拂われない。

二、經理その他事務の処理状況

総体的に事務は良好であるが生産物売拂代金の収納が遅延のように見受けられた、今後注意を要する。

1、生産物処理状況

澱粉糖 一七九、七貫(販売)  
澱粉粕 一、一六〇〇貫(同)

茄子漬 六五貫(同)  
大根漬 七五貫(同)

罐詰類(果実類六種目)は若干製品されているが試験用として使用している。

2、生産物売拂代の物品税が二万八千六百余円未支拂になつてゐる。予算的措置を講じ納金せられたい。

三、当所に於ける今後の方針抱負懸案事項中特に推奨したいもの

1、澱粉加工を主体とする農村工業の發展

本縣の農産加工状況は低調でありその対象として考えられる甘藷の如きも生産量の十五%が加工されるに過ぎない。

(意見)

従來の農産加工は生産と加工が各個研究によるもので、充分研究されて居らず逐次食糧緩和されつゝある今日その加工を奨励普及して農村福利厚生の一助と爲すべきであることを痛感する。

2、各種分析施設の新設方に関し特に配慮願ひたい。

(意見)

蛋白質及葡萄糖の分解装置するは本所機能を發揮せしめるに必要欠くべからざるものと認める。

四、当所の希望意見中特に考慮すべきもの

1、建物の新設

事務室 一〇坪  
試験室 一〇坪  
加工工場 三〇坪  
罐詰工場 一〇坪  
倉庫 一〇坪

(意見)

現建物は縣農業販売協同組合連合会所有のもので加工施設としては狭隘であり不完備である。又食品衛生上からも適當でないので別途に新設するか又は大改造の要を認む。

2、作業用ゴム製品の配給

(意見)

種々の農産加工試験研究のため水の使用が多く健

康上からもゴム長靴、ゴム製品の特配が認められる。